

# 労働法令のポイント

## 労働基準関係

### 令和6年4月1日から自動車運転者の労働時間等の改善のための基準が改正

自動車運転者の労働時間等の改善のための基準（平元. 2. 9 労告7。以下、改善基準告示）は、「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準の一部を改正する件」（令 4.12.23 厚労告367）により改正され、令和6年4月1日から適用となる。

今回は、タクシー運転者・ハイヤー運転者、トラック運転者およびバス運転者の労働時間等の改善基準について紹介する。

「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準の一部を改正する件」（令 4.12.23 厚労告367）

齊藤未央子 社会保険労務士(社会保険労務士法人みらいコンサルティング)

#### 1.改正の趣旨

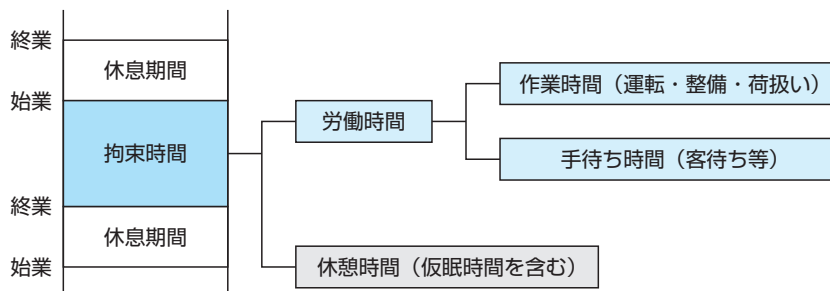
改善基準告示は、長時間労働が見られる自動車運転者について、労働時間等に関する改善のための基準を定めることにより、労働条件の向上を図るため、労働時間を含む拘束時間や休息期間、連続運転時間等の基準を定めたものである。

今回は、当該基準の主な改正点について説明をする。

#### 2.拘束時間・労働時間・休息期間[図表1]

- ・拘束時間…始業時刻から終業時刻までの時間であり、実際の労働時間や休憩時間（仮眠時間を含む）の合計時間
- ・労働時間…運転・整備等の作業時間、手待ち（客待ちや荷待ち）時間
- ・休息期間…労働者の生活時間として、勤務と次の勤務との間の時間で自由な時間で、休憩時間や仮眠時間等とは本質的に異なる性格を有する

図表1 拘束時間・労働時間・休息期間のイメージ



### 3. 改正内容

運転者別（タクシー運転者・ハイヤー運転者、トラック運転者、バス運転者）の主な改正内容は、以下のとおりである（抜粋）。

#### [1] タクシー運転者

|                         | 1カ月の拘束時間      | 拘束時間                                  | 休息期間                          |
|-------------------------|---------------|---------------------------------------|-------------------------------|
| 日勤（始業・終業の日が同一の日に属する業務）  | 288時間以内       | （1日）13時間以内<br>（上限15時間、14時間超は週3回までが目安） | （1日）継続11時間以上を基本とし、9時間を下回らない   |
| 隔勤（始業・終業の日が同一の日に属さない業務） | 262時間以内（変更なし） | （2暦日）22時間以内、かつ、2回の隔日勤務を平均し1回当たり21時間以内 | （2暦日）継続24時間以上を基本とし、22時間を下回らない |

#### [2] ハイヤー運転者

|       |  |
|-------|--|
| 時間外労働 | 36協定締結に当たっては、以下の事項を遵守する<br><ul style="list-style-type: none"> <li>1カ月45時間、1年360時間まで</li> <li>臨時的特別な事情で限度時間を超えて労働させる場合でも、1年960時間まで</li> </ul> |
|-------|--|

#### [3] トラック運転者

|         | 1年   | 1カ月                             | 1日  |
|---------|--|---------------------------------|---|
| 拘束時間    | 原則3300時間以内<br>（労使協定により最大3400時間以内）  | 原則284時間以内<br>（労使協定により最大310時間以内） | 13時間以内<br>（上限15時間、14時間超は週2回以内が目安）<br>ただし、宿泊を伴う一定の長距離貨物運送の場合は、最大16時間まで延長可（週2回まで） |
| 1日の休息期間 | 継続11時間以上与えるよう努めることを基本とし、9時間を下回らない<br>ただし、宿泊を伴う一定の長距離貨物運送の場合、継続8時間以上（週2回まで）   |                                 |   |
| 運転時間    | 2日平均1日：9時間以内<br>2週平均1週：44時間以内  |                                 |   |
| 連続運転時間  | 4時間以内<br><ul style="list-style-type: none"> <li>サービスエリア、パーキングエリア等に駐車できないことにより、やむを得ず4時間を超える場合は、4時間30分まで延長可</li> <li>運転の中断については、原則として休憩を与える（1回おおむね連続10分以上、合計30分以上。ただし、10分未満の場合は、連続2回まで）</li> </ul> |                                 |   |

#### [4] バス運転者

|         | 1年（1カ月）の場合  | 52週（4週平均1週）の場合  | 1日                            |
|---------|---|---|-------------------------------|
| 拘束時間    | 1年：3300時間以内<br>1カ月：281時間以内<br>※貸切バス等乗務者の場合、労使協定により<br>1年：3400時間以内<br>1カ月：294時間以内（年6カ月まで）                                      | 52週：3300時間以内<br>4週平均1週：65時間以内<br>※貸切バス等乗務者の場合、労使協定により<br>52週：3400時間以内<br>4週平均1週：68時間以内（52週のうち24週まで） | 13時間以内（上限15時間、14時間超は週3回以内が目安） |
| 1日の休息期間 | 継続11時間を基本とし、継続9時間を下回らない   |   |                               |
| 運転時間    | 2日平均1日：9時間以内<br>4週平均1週：40時間以内<br>※貸切バス等乗務者の場合、労使協定により4週平均1週44時間まで延長可（52週のうち24週まで）   |   |                               |
| 連続運転時間  | 4時間以内（運転の中断は1回連続10分以上、合計30分以上）<br><ul style="list-style-type: none"> <li>高速バス・貸切バスの高速道路の実車運行区間における連続運転時間はおおむね2時間まで</li> </ul> |   |                               |

### 4. 実務上の対応

労働時間には、「時間外労働時間」や「休日労働時間」等が含まれており、次の点についても留意したい。

働き方改革関連法による労働基準法の改正に伴い、平成31年4月1日（中小企業については令和2年4月1日）より、一般の労働者については、月45時間、年360時間の限度時間が設けられ、特別条項付き36協定を締結する場合は、年720時間・時間外労働と休日労働との合計月100時間未満（複数月平均80時間以内）の上限規制が設けられている。

自動車運転者については、平成31年4月1日の施行から5年間の適用猶予期間が設けられていたが、本改正により令和6年4月1日から、特別条項付き36協定を締結する場合は時間外労働の上限が年960時間となる〔図表2〕。この時間外労働の

図表2 時間外労働の上限規制

| 区 分                       |                           | 一 般 原 則  | 自動車運転者          |
|---------------------------|---------------------------|--|-----------------|
| ①通常の時間外労働時間数              |                           | 月45時間<br>年360時間  | 月45時間<br>年360時間 |
| ②臨時的な必要がある場合の上限<br>(特別条項) | 月の時間外労働時間数<br>(休日労働を含む)   | 月100時間未満<br>2～6カ月平均80時間以下<br>①の月45時間を超えることができるのは年6カ月以内 | 適用されない          |
|                           | 年の時間外労働時間数<br>(休日労働を含まない) | 年720時間以内   | 年960時間          |

資料出所：厚生労働省「改善基準告示の見直しについて」を一部改変。

上限規制の施行に伴い、36協定届の様式は既に改正されているため、留意したい。

厚生労働省が公表している令和3年度「過労死等の労災補償状況」によると、脳・心臓疾患に関する事案の支給決定件数で、業種別（大分類）において最も多いのが、「運輸業・郵便業」となっ

ている（令和3年度：59件〔うち死亡件数：22件〕）。昨今のネットショッピング等EC（Eコマース）利用者急増といった外部環境もあり、自動車運転者の長時間労働が課題となっている。事業主には、過労死等の防止の観点からも上限規制を踏まえた時間外労働の削減や拘束時間等の改善が求められる。

## 職業安定関係

### 令和6年4月1日から障害者雇用に係る短時間労働者の実雇用率算定を見直し

障害者の多様な就労ニーズに対する支援および障害者雇用の質の向上の推進等、多数の改正項目を含む「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律」（令4.12.16 法律104）の成立に伴い、障害者雇用促進法が令和6年4月1日より改正される。障害者雇用促進法では、事業主に対して、週所定労働時間が20時間以上の障害者の雇用義務が課せられている。

今回は、その中の短時間労働者（厚生労働大臣告示で週所定労働時間10時間以上20時間未満と規定される予定）を対象とした、新たな実雇用率算定について紹介する。

#### 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律 (令4.12.16 法律104)

齊藤未央子 社会保険労務士(社会保険労務士法人みらいコンサルティング)

### 1.改正の趣旨

現在、事業主に雇用義務が課せられている障害者は、週所定労働時間が20時間以上の労働者となっており、週所定労働時間が20時間未満の労働者については、雇用した場合でも「障害者雇用率

制度」のカウントからは除外されている。しかし、障害の特性により、長時間の勤務が難しい場合であったり、障害種別にかかわらず週20時間未満であれば安定して勤務ができる場合であったりする等の労働者のニーズを踏まえ、本改正は、特に短